

平成十六年度

第二十四回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成十六年十一月二十四日(水曜日)  
於 東京都庁第二本庁舎二十一階  
特別会議室二十三

次 第

- 一 開 会
- 二 部会長の互選
- 三 挨拶
- 四 諮問事項の審議  
・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)
- 五 閉 会

出席者

学識経験者

(社)日本港湾協会理事  
前・(財)東京動物園協会常任理事

川嶋康宏  
山田元一

港湾・海上公園関係者

(社)東京港運協会会長

鶴岡元秀

東京倉庫協会会長

田川英明

東京港定航船主会会長

三澤 豊(代理)

東京港湾労働組合協議会副議長

都澤 秀征

関係行政機関の職員

関東地方整備局長

渡辺和足(代理)

関東運輸局次長

藤田武彦

東京海上保安部長

佐藤清志

東京都職員

港湾経営部長

片岡貞行

監理課長

佐藤順造

海上公園課長

丹野 修

企画課長

浜佳葉子

開会（午前十一時八分）

浜企画課長 それでは、ただいまから第二十四回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様には審議会に引き続きまして、お疲れのところ大変恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。

まず初めに、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。ただいま、代理出席の方を含めまして九名の委員の方にご出席いただいております。定足数を超過しております。

なお、本部会は公開とさせていただきます。ご了承下さい。続きまして、本日お手元にお配りしております資料につきましてご説明申し上げます。

まず初めに会議次第でございます。それから東京都港湾審議会港湾環境整備負担金部会委員名簿でございます。それから諮問書の写しでございます。

資料1といたしまして、「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」でございます。

資料2といたしまして、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料3といたしまして、「負担割合一覧表」でございます。

資料4といたしまして、「平成十五年度・平成十六年度事業費等比較表」でございます。

そのほか冊子でお配りしております、「東京都環境整備負担金条例・同施行規則」、あわせて、「港湾環境整備負担金制度について」、それから座席表をお配りしております。資料につきまして不足がございましたら、お知らせいただきたいと存じます。

よろしければ、お手元にご覧いただけます会議次第に従いまして議事を進めさせていただきますと存じます。

## 部会長の互選

浜企画課長 まず初めに、部会長の選任でございます。

部会長は東京都港湾審議会条例第八条の第三項によりまして委員の皆様との互選により選任していただくこととなっております。それでは部会長の選任につきまして、どなたかご推薦の発言をお願いいたします。

鶴岡委員、お願いいたします。

鶴岡委員 鶴岡でございます。提案をさせていただきますと思います。

これまで港湾行政に重要なお立場で長い間携わってこられた豊富な経験と高い見識をお持ちになられている川嶋委員に、お忙しいとは存じますが、まことに恐縮ですが、部会長にご就任いただけたらと思います。皆様のご賛成をいただければ幸いです。

よろしく願います。

（「異議なし」の声あり）

浜企画課長 ありがとうございます。それでは異議なしとのお言葉をいただきましたので、川嶋委員に部会長をお願いしたいと存じます。

それでは川嶋委員、恐れ入りますが、部会長席にお移りいただきたいと存じます。

川嶋部会長 川嶋でございます。先ほど、皆様のご推薦をいただきまして、部会長を務めさせていただきますと思います。何分不慣れでございますので、至らぬところもあるかと思いますが、どうぞよろしく願います。

## 諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について（案）

川嶋部会長 それでは諮問事項の審議に入らせていただきます。港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

片岡港湾経営部長 港湾経営部長の片岡でございます。ただいまから港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定についてというご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。座りまして、失礼いたします。

港湾環境整備負担金の制度につきましては既にご案内のことと存じますが、このたび新たにご就任をいただきました委員の方もいらつしゃいますので、まず制度の概要につきまして簡単に「ご説明申し上げます。

この制度は、臨港地区等に事業所を立地いたしましたして、事業活動を営んでおられる方々に、港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、「ご負担をいただくもの」でございます。

昭和四十八年の港湾法改正により導入された制度で、東京都におきましては港湾環境整備負担金条例及び同施行規則を制定いたしましたして、負担をいただいているところでございます。

詳細につきましては、お配りしてございます黄色い冊子などを後ほどご覧いただければと思います。

それでは諮問案の内容についてご説明申し上げます。

本日ご審議いただく平成十六年度の港湾環境整備負担金の概要でございますが、負担金の総額は五千百五十七万余円。また、負担対象の事業者の方は六十六社でございます。

では、資料に基づきましてご説明申し上げます。まず、お手元配付の資料「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」についてご覧いただきたいと存じます。

お手数でございますが、二枚目をご覧いただけますでしょうか。負担対象工事の指定についてでございます。表の最上段にございます「工事の種類」からの「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の合計面積」まで、項目ごとに順次ご説明申し上げます。からの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に、条例に基づいて告示すべき事項でございます。

まず、欄の「工事の種類」でございます。上から下に「説明いたします。

1の港湾環境整備施設の建設又は改良の工事は、港湾法第一条に定められております、海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境の整備を行うものでございます。2は港湾環境整備施設の維持の工事でございます。3は漂流物の除去その他の水面清掃のための工事でございます。

欄は「工事の名称」でございます。1の建設または改良の工事は、城南島海浜公園整備工事でございます。2の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。3は、東京港湾区域内の水面清掃の工事でございます。

欄には、それぞれ「工事の実施された場所」をお示ししてございます。欄は「工事の完了した日」、欄はそれぞれ「欄は負担区域」でございます。負担区域につきましては、

1の建設または改良の工事及び2の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。水面の清掃工事につきましては、臨港地区、及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際にご負担をいただく事業者の方は条例第二条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方々がごいます。

の欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対する負担の割合でございます。今年度の負担割合につきましては昨年度と同様、対象事業者と一般都民のそれぞれの利用度を勘案した割合となっております。その内容につきましては、資料3に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

の欄は当該工事に係る負担区域内にあります工場または事業場の敷地の合計面積でございます。この面積が負担金額算出の基礎となるものでございます。

以上、諮問案について概略をご説明申し上げましたが、詳細につきましては資料2で補足をさせていただきますと存じます。

資料2をご覧ください。

港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料となっておりますが、そのページをご覧くださいと存じます。

図面がついてございますが、負担金の負担区域をあらわしてございます。負担区域は東京港湾区域及び臨港地区でございます。図の右側の表、上段にございますように太い黒線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。五千四百四十八ヘクタールでございます。また赤い線で囲われております陸域部分が臨港地区でございます。千四十五・六ヘクタールでございます。また中段の表には、先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございまして、それぞれ施行箇所を図面に落としてございます。

青色で示してございますが、港湾環境整備施設の建設改良工事の実施箇所、の番号で示しております城南島海浜公園一

力所でございます。緑色の表示箇所がこの城南島海浜公園が維持工事の対象となる公園でございます。合わせて十力所となります。公園の名称及び面積は下段の表に記載してございますのでご覧いただきたいと存じます。

続きまして二ページをお開きいただきたいと思えます。平成十六年度港湾環境整備負担金の概要でございます。この表は負担金額の算定内容を記載してございます。

上段の表につきましては説明を申し上げます。建設・改良工事につきましては、A欄の事業費が一億七千四百七十余円に對しまして、記載の計算式によりまして徴収額が五百九万余円となっております。

同様に維持工事につきましては、事業費が一億七千二百六十一万余円に對しまして、徴収額が二千三百一十一万余円、水面清掃工事につきましては、事業費一億六千九百五十二万余円に對しまして、徴収額が二千三百三十六万余円となりまして、合計事業費六億二千二百六十二万余円に對しまして、徴収額は五千五百七十余円でございます。

下段の表のAでございますが、それぞれの工事に要しました費用の内訳、及びDに分母面積となります事業場の敷地面積の算出基礎を記載してございます。

次に、三ページから五ページにかけては、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものがございます。

六ページをご覧くださいと存じます。これは建設・改良工事が行われました城南島海浜公園の図面でございます。工事の内容は緑の点線で囲まれております。園路・植栽等の整備や、赤色で表示してございます。日よけ施設整備工事等記載のとおりでございます。

次に七ページをご覧くださいと存じます。維持工事の対象となっております十公園の名称、管理面積等を記載したものと

でございます。昨年と比較いたしましたし、増減はございません。

次に恐れ入りますが、資料4をご覧くださいと存じます。

この表は、ご参考までに平成十五年度と平成十六年度の事業費等と比較したものでございますが、対象となる工事の種類ごとに、上段が平成十六年度、中段が平成十五年度、下段に増減を記載してございます。工事の種類のうち建設・改良工事の事業費につきましては、平成十五年度と十六年度を比較いたしますと、一億三千二百九十八万余円の増となっております。事業費の増額となった理由といたしましては、前年度に調査設計を行いました城南島海浜公園の未開園部の整備工事につきまして、工事の実施により十六年度の負担対象工事となったことによるものでございます。

次に維持工事の事業費につきましては、十五年度と十六年度を比較いたしますと千六百九十一万余円の減となっております。事業費が減額となりました理由といたしましては、対象となる公園の維持管理経費を見直したことによるものでございます。

それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが負担対象額となります。そのうち、事業者の方々に負担いただく額といたしましては、先ほど申し上げた工事ごとの増減はございますが、水面清掃工事を含めまして、昨年度の負担額とほぼ同様で、十二万余円減で五千百五十七万余円となっております。

以上をもちまして、私の説明を終わらせていただきます。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

川嶋部会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局のほうから諮問事項につきまして説明等がございましたが、その内容につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞご発言をいただきたいと思っております。

よろしくございますか。ご発言もないようですので、港灣

環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につきましては、原案どおりとする旨決議いたしたいと思っておりますが、よろしくございませうか。

（異議なしの声あり）

川嶋部会長 ありがとうございます。

私的なことで恐縮でございますが、私は運輸省に入って四年目位の頃、この法律をつくった時の担当でした。ちょうど三十年ぐらいの歴史のある制度でございますので、よろしくご理解をいただきまして、ご協力を賜ればと思います。どうもありがとうございます。

それでは、異議なしということで、原案のとおり適正とする旨決議をさせていただきます。

以上をもちまして、諮問事項の審議は終わりたいと存じます。

なお、東京都の港灣審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過は次回に開催されます東京都港灣審議会において、私のほうからご報告をさせていただきますと思っております。

それでは、これで閉会とさせていただきますが、閉会に当たります事務局からご挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

片岡港灣経営部長 本日は港灣審議会に引き続きまして、大変お忙しい中、本負担金部会にご出席いただき、ご審議賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいま諮問案につきまして、「原案を適正とする」旨のご決定を頂戴いたしました。東京都は港灣管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港灣環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港灣環境の保全にお一層努めてまいりますので、今後とも委員の皆様方には、指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。

本日はまことにありがとうございます。

川嶋部会長 ありがとうございます。以上をもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉会（午前十一時二十五分）

了